

編 集
建設業法令実務研究会

わかりやすい
建設業法
の
手 引

全

新日本法規

はしがき

建設業は国内総生産・全就業者数の約1割を占める基幹産業であり、地域の経済及び雇用に大きく寄与しています。しかし、建設投資が平成4年のピーク時と比較して約6割に減少した現在、その経営状況は厳しさを増しています。一方、公共工事をめぐる入札談合は未だ根絶には至らず、国民の厳しい批判にさらされています。

このような状況の中、平成19年6月に国土交通省の建設産業政策研究会が「建設産業政策2007～大転換期の構造改革～」を公表し、脱談合に向けた意識改革、経営の改革、透明性の高い生産システムの構築等を政策テーマに掲げました。これを受け、平成19年度には各地方整備局に建設業法令遵守推進本部が設置されたほか、平成20年度には新しい経営事項審査制度の施行により、経営効率化への企業努力に対する評価が始まっています。建設業者において、法令遵守の徹底及び経営力の強化は、逆境を乗り越えるための喫緊の課題といえるでしょう。

本書「わかりやすい 建設業法の手引」は、法令遵守の指針として、基本法律の理解にご利用いただける逐条解説書です。

本書では、建設業法の条ごとに、「趣旨」「ポイント」「罰則」等の項目を掲げ、詳細かつわかりやすい解説を心掛けました。具体的な疑問についてはQ&A形式の「ケーススタディ」を設け、業務に関連する書式や約款等の資料を登載する等、実務に役立つための工夫をこらしております。

本書が関係者の方々に広く利用され、建設業法の理解に少しでもお役に立つことができれば、編集の任に当たった者としてこれに勝る喜びはありません。

平成21年3月

建設業法令実務研究会

代表 山口 康夫

参考文献一覧

*建設業法の逐条解説書

- ・内山尚三・内田畯一・加藤木精一「新訂 建設業法」(第一法規・1990年)
- ・内山尚三「新訂 建設業法の要点」(清文社・1989年)
- ・山口康夫「逐条解説 建設業法」(新日本法規・2004年)
- ・建設業法研究会・編著「建設業法解説 改訂10版」(大成出版社・2005年)
- ・建設業法研究会・編著「平成18年改正建設業法の解説」(大成出版社・2006年)

*建設業・建設業法に関する主要参考文献

- ・内山尚三「現代建設請負契約法（再増補）」(一粒社・1999年)
- ・内山尚三・木内譽治「建設産業論」(都市文化社・1983年)
- ・内山尚三「建設労働論」(都市文化社・1983年)
- ・内山尚三「建設業の課題と展望」(都市文化社・1982年)
- ・古川修「日本の建設業」(岩波書店・1963年)
- ・古川修「建設業の世界」(大成出版社・2001年)
- ・六波羅昭「建設業法50年の限界①～⑥」日経コンストラクション2000.4.28号～6回連載
- ・山口康夫「建設請負契約の成立に関する若干の問題について」(「現代民事法学の構想」・信山社・2004年)
- ・山口康夫「建設業法の形成と展開に関する一考察」(「続現代民事法学の基本問題」・第一法規・1993年)
- ・山口康夫「判例にみる請負契約の法律実務」(新日本法規・2007年)
- ・栗田哲男「現代民法研究(1)」(信山社・1997年)
- ・内山尚三・山口康夫「建設業法の制定・改正・概況」建設総合研究45巻3・4合併号
- ・内山尚三・山口康夫「叢書 民法総合判例研究 請負（新版）」(一粒社・1999年)

- ・荒井八太郎「建設請負契約論」(勁草書房・1967年)
- ・河野順一「建設業許可申請手続き」(改訂第3版) (自由国民社・2007年)
- ・建設業許可行政研究会・編著「建設業の許可の手びき」(改訂19版) (大成出版社・2006年)
- ・全国建設関係行政書士協議会・編著「建設業許可Q&A」(第5版) (日刊建設通信新聞社・2007年)
- ・国土交通省総合政策局建設施工企画課・監修、財団法人建設業振興基金・編「建築施工管理関係法規集」(新日本法規)
- ・工事契約実務要覧【国土交通(建設)編】平成20年度版 (新日本法規・2008年)

第1章 総 則

概 要

この章は、建設業法の総則規定として、本法の目的（1条）と、定義（2条）を定めています。

法1条は、建設業法制定の目的を明らかにするとともに、それを実現する手段についての一般原則を示しています。

法2条は、建設業、建設工事などの用語の定義を行い、本法の規制が及ぶ範囲を明らかにしています。

なお、建設業法の制定理由・目的を理解するには、総則として、建設業の特質や問題点を知る必要があります。

（1）建設業の特質

建設業は、道路、河川、公園などの社会資本から産業施設、住宅に至るまでの広範囲な分野を対象とする重要な基幹産業です。建設業における生産は、次のような特質をもっています。

- ① 工事施工は、単品の注文生産ですから、規格化された市場生産方式をとることができず、計画的生産が困難です。このため、建設業の経営は不安定になりやすく、下請制度に依存せざるをえない結果となっています。
- ② 建設生産は、多くの工事の総合ですから、生産は長期にわたることが多く、工事期間中の資材価格や労賃の高騰、経済変動などの影響を直接受けやすくなります。このため、資本の回転は遅く、危険の予測可能性が低下し、経営の合理化と資本の蓄積、集中を困難とします。
- ③ 生産物は土地に定着しますから、工事現場が各地に散在することとなり、現場統括の巧拙が経営効率を決定し、機械や労働力を能率的に使用することが難しくなります。
- ④ 屋外工事を主とするために、天候や季節変動にともなう危険が増大します。
- ⑤ 建設工事は、多くを肉体的労働に依存するため、コストダウンが困難であり、下請利用をもたらします。また、とくに資本をもたなくとも営業が可能ですから、参入が簡単です。このため、過当競争が生じやすい業種といえます。

（2）建設業・建設生産の問題点

建設生産のこのような特質は、次のような問題を生じさせます。

- ① 建設業は受注産業であるために、建設業者の立場は弱く、どうしても注文者

第1章 総 則

の意思に制約される傾向があります。このため、建設工事の請負契約等において、不平等・不合理な問題を生じさせる場合がみられます。

② 建設業は参入が簡単ですから、資力・信用に問題のある建設業者も多数存在し、また、工事の施工能力に問題のある業者も少なくありません。そのため、建設業者の倒産、公衆災害・労働災害など、他の産業分野と異なる多様な問題を生じさせています。

(3) 建設業法の制定

本法は、このような問題を解決するために、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を促進するための規制を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定されました。

§ 1 目 的

第1条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上^❷、建設工事の請負契約の適正化^❸等^❹を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保^❺し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進^❻し、もつて公共の福祉の増進に寄与^❼することを目的とする。

趣 旨

この条は、建設業法制定の目的を明らかにするとともに、それを実現する手段について的一般原則を定めています。



→ ポイント

I 目 的

(1) 本法の目的

本法は、次の二つの目的をもっています。

- ① 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護すること
- ② 建設業の健全な発達を促進すること

(2) 目的実現のための手段

本条は、本法の目的を達成するため、次のような手段を掲げています。

- ① 建設業を営む者の資質の向上

② 建設工事の請負契約の適正化

③ その他の方策

(3) 最終的な目的

本法は、このような目的と手段を通して、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

2 建設業を営む者の資質の向上

建設業を営む者の資質向上とは、これまでにみられたような建設業経営の前近代的な性格を是正し、経営を近代化し、建設業の経営にあたる者の経営能力・施工能力、および、その社会的信用の向上を図ることを意味します。

本法は、その具体的な方策として、建設業に許可制（第2章）を導入し、とくに施工技術の確保と向上を図るために「技術検定制度」（第4章）、「登録講習制度」（法26④）などを設けています。

3 建設工事の請負契約の適正化

建設工事の請負契約では、発注者と請負人の契約関係、元請負人と下請負人の契約関係が、不平等となっていることがしばしばみられます。「建設工事の請負契約の適正化」とは、このような不平等な請負契約関係を是正し、請負人、とくに下請負人の保護を図ることを意味しています。

本法は、その具体的方策として、請負契約の原則を明示するとともに、契約書の記載事項、一括下請負の禁止、注文者の地位の不当利用の禁止、下請代金の支払期日等について規定しています（第3章）。

4 (適正化) 等

条文では、「・・・適正化等」とされています。これは、目的達成の手段は、ポイント②・③に限定されるわけでないことを示しています。

他の目的達成の手段として、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るために建設工事紛争審査会の設置（第3章の2）、建設業者の施工能力・企業力などを審査する経営事項審査制度の確立（第4章の2）、建設業者団体に対する指導監督（第4章の3）、建設業の改善に関する重要事項を調査・審議するための建設業審議会の設置（第6章）等があります。

⑤ 建設工事の適正な施工を確保

建設工事の適正な施工の確保とは、手抜き工事や粗雑な工事など問題となる不正な工事を防止するとともに、建設工事の適正で良質な施工を具体的に実施することを意味しています。このような工事の実現により、請負契約の目的にあった工事の完成が保障され、「発注者を保護」することになります。

⑥ 建設業の健全な発達を促進

建設業の現状は、次のとおりです。平成26年度の建設投資見通しは、48兆4,700億円（前年比0.5%減）となっています（平成26年6月「平成26年度・建設投資見通し」国土交通省総合政策局建設経済統計調査室）。また、平成26年3月末において、建設業許可業者数は47万639業者になっています（平成26年6月4日「建設業許可業者数調査の結果について」国土交通省土地・建設産業局建設業課）。

したがって、建設業が健全な発展を遂げることは、建設業だけの問題ではなく、国民経済に重要な影響を及ぼします。このような視点から、建設業法は、建設業の健全な発達の促進を目指すものとされています。

⑦ 公共の福祉の増進に寄与

「建設工事の適正な施工の確保」と「建設業の健全な発達の促進」は、両者は、相互に密接な依存的関係にあります。そこで、これらがともに「公共の福祉の増進に寄与」することを共同の理念・目標とするものでなければならないことを明らかにしています。



参考通知

◆建設業の再生に向けた基本指針（事業分野別指針）

（平14・12・19国土交通省総合政策局建設業課）

1. 前 文

近年、建設業を取り巻く経営環境は急速に変化しており、建設投資が減少する中で供給過剰感が強まっている。

建設業の収益性は大きく低下し、倒産件数も増加しているが、中でもバブル期の不動産

§ 1 目 的

投資等により過剰債務を抱えた企業は、建設市場の縮小により収益力と負債のバランスを失し、経営が悪化している。

近い将来、建設投資が大きく回復することは期待できない状況にあることから、市場を通じた淘汰を促進し過剰供給構造の是正を図りつつ、一方で、経営基盤を強化し、経営の効率化を図ろうとする企業の努力を促すことにより、足腰の強い建設業の育成を図り、建設業全体の再生を進めていくことが重要な政策課題となっている。

我が国産業全体の再生の基本指針として今般「企業・産業再生に関する基本指針」が策定されたところであるが、建設業は一般に機械設備を有しないこと、工事現場ごとの一品生産であり規模の利益が働きにくいことなどの特性を有しており、その再生に向けて産業特性に応じた取組みが必要であるため、「企業・産業再生に関する基本指針」を踏まえつつ、事業分野別指針として本指針を策定するものとする。

建設業は、土木一式、建築一式などの工事を一括して請け負う総合建設業（いわゆるゼネコン）、設備工事や塗装工事などを行う専門工事業、さらには、大工、左官などの一人親方等、様々な業態から成り立っている。

建設業の事業内容は業態によって全く異なり、総合建設業の中でも全国展開している大手、準大手ゼネコン等と地方の中堅・中小建設業では置かれている状況に大きな違いがある。

このため、建設産業政策もそれぞれの業態、企業規模等に応じて講じていく必要があるが、ここでは、主として、バブル期の不動産投資により過剰債務を抱え、金融再生に向けた取り組みと並行して当面緊急にその再生に取り組む必要のある大手、準大手ゼネコン等を対象に、産業再生に向けた施策の基本指針を明らかにすることとする。

2. 現状

建設投資は、平成9年度以降減少傾向が顕著となり、建設業を取り巻く経営環境は急速に悪化している。

民間・公共を合わせた建設投資の総額は、平成4年度の約84兆円をピークに、平成8年度までは概ね80兆円前後で推移したが、平成9年度には約75兆円に減少、その後も減少を続け、平成13年度には約60.4兆円、平成14年度には約57兆円となると予測されている。

その内訳をみると民間建設投資のピークは平成2年度の約56兆円であったが、平成14年度には32兆円とピーク時から43%減少している。一方、公共投資は、景気対策による事業費追加もあって平成7年度に約35兆円に達したが、その後減少に転じ、平成13年度は約28兆円、平成14年度は約25兆円となると見込まれている。

この間の建設投資全体の減少率は、平成8年度からの6年間で約31%に達する。

一方、建設業の許可業者数は、平成14年3月末で約57万1,000社であり、平成4年3月末比で9.4%増となっている。

§ 1 目 的

このうち、複数の都道府県に営業所を置く業者は、約1万社、一の都道府県内にのみ営業所を置く業者は約56万社となっているが、年間の完工工事高が100万円を超える建設業者（実際に建設業の営業を行っている建設業者）は、約30万社、建設業の売上高比率が80%を超える建設業者は約25万社となっている。

許可業者数の増加に対し、実際に建設業の営業を行っている建設業者数は、ほぼ横這いとなっているが、建設投資の急速な縮小の中で、全体として供給過剰感が大きくなっている。

こうした状況の下で、全国展開している大手ゼネコン等（50社）の受注実績は、昭和60年度に約12兆円であったものが、バブル期に急激に増大し、平成2年度には約27兆円に増加、建設投資のピークである平成4年度には約23兆円となった。ほぼ同時期に各社の従業員数は約16万人（昭和58年度）から約18万人（平成4年度）に増大した。

その後、建設投資の減少とりわけ民間投資の減少に伴い大手ゼネコン等の受注も急減し、平成9年度に約18.5兆円に減少、さらに平成13年度には約13.7兆円となり、従業員数も約13万人に削減されている。

大手ゼネコン等は、バブル期を通じて増大した受注に対応するため、外注率を高めるなど、相対的に多くの受注をこなせるシステムをとっているため、受注が急速に減少した現状では結果的に過剰供給の状況となっているものと考えられる。

この間大手ゼネコン等の営業利益率は、昭和60年度に2.9%だったものが、平成3年度には5.1%に達し、その後減少に転じ、平成13年度は2.1%まで悪化しており、過剰供給による競争の激化を反映している。

一方、大手ゼネコン等の有利子負債は、バブル期の不動産投資等により増加しており、売上高に対する有利子負債の比率は、昭和60年度約26%だったものが、平成13年度には41%に上昇し、各企業の経営を圧迫している。

3. 建設業の再生の基本的方向

これまで、建設業は、市場の拡大（=需要の拡大）を前提に、受注（売り上げ）に対して一定の利益を想定し、受注の増加を経営目標とすることが一般的であった。

しかしながら、現在建設市場は急速な縮小局面にあり、過剰供給の状況下で建設業の収益性は大きく低下しており、今後、企業が生き残っていくためには、経営の合理化を図り、工事の品質を確保しつつ、生産性を向上させていくことが不可欠である。

従って、建設業の企業の再生は、

- ① 不採算部門からの撤退・縮小と収益性の高い事業部門への経営資源のシフト、本業の強化による経営基盤の強化
- ② 「受注高」から「事業採算性」重視の経営への転換による収益性の向上を進めることを基本とすべきである。

こうした観点から、まず第一に市場の縮小を展望しつつ、企業の収益力の強化を促して

§ 1 目 的

いくことが重要である。

多くの企業においては、これまで市場の縮小に対応し、従業員の削減を含めた販売管理費の削減などコストダウンを進めており、受注高が減少する中で、一定の利益額を確保している。

しかしながら、市場の縮小は、こうした企業のリストラを上回るテンポで進んでおり、これまでのような従来型の事業展開を前提にした経営の合理化努力にとどまらず、より抜本的に事業内容の見直しを図り、市場の縮小に対応した事業規模の縮小を図りつつ、収益性の低い分野からの撤退を加速し、経営資源を比較優位の分野に集中させていくこと、さらには付加価値をえた新しいビジネスモデルを構築していくことが不可欠である。

第二に、企業の経営基盤の強化を図っていくためには、個別企業の枠組みを超えた再編を促進することが重要な課題である。

リストラによる利益確保には自ずから限界があり、経営基盤を強化し、経営効率の向上を図ろうとする企業にとって個別企業の枠組みを超えた経営統合等の企業間連携は有力な選択肢となる。

特に、過剰債務を抱えた企業についていえば、リストラにより利益率は確保できても売り上げの減少により利益の総額が減少するため、債務の返済に支障をきたし、マーケットの信認の喪失につながりかねないこととなる。このため、債務返済を円滑に行っていくためにも再編が不可避となっている。

なお、建設業は、一般的に規模の利益が働きにくく、再編の難しい産業分野であるとされるが、得意分野の異なる企業の相互補完的な連携や技術開発面での優位性の確保のための連携、さらには異業種分野との提携による新しいビジネスモデルの構築等市場が縮小する中で今後は様々な形での企業間連携・再編が進むものと考えられる。

4. 建設業の再生に向けた施策の基本的枠組み

(1) 市場を通じた淘汰の促進

建設業の再生は、まず、市場機能を活用して行われるべきものであり、市場原理を通じて、生き残りをかけた企業自身による経営基盤の強化と生産性の向上に向けた努力を促すことこそ最もっとも重要である。

したがって、市場を通じた淘汰の促進を図ることとし、行政は、市場機能が十全に働くよう必要な環境整備を進めることが求められる。

とりわけ、建設業については市場の約2分の1を公共投資が占めるが、その発注は、信頼性を前提として自由に企業を選定する民間主体の発注と異なり、品質の確保を前提として、公平な競争の下に透明性の高い手続きで行われる。結果的に、建設市場では他産業のような市場メカニズムが働きにくい面があり、公共工事の発注についても市場メカニズムを働きやすくすることにより、市場を通じた淘汰・再編を促進することが必要である。

§ 1 目 的

こうした観点から、大規模工事に係る履行保証割合の引き上げ措置等を活用し、金融機関の与信枠に制約のある経営不振企業の公共工事への参入の抑制を図ることとし、国の各省庁・特殊法人・独立行政法人等における導入を促進するものとする。

(2) 経営基盤の強化等に向けた企業の取組の促進

第二に、経営基盤の強化と生産性の向上を図り、市場の信認を得ようとする企業の自主的な努力を促し、後押しするような環境整備が必要である。

このため、経営の効率化、経営基盤の強化に向け、合理的な組織再編を行えるよう、許可手続き等の円滑化や適切な企業評価、技術者制度の見直し等の環境整備を進めることとする。

また、経営統合等の再編は、企業にとって多くの労力を必要とする上に、入札参加機会の減少等のマイナス面も指摘されているため、公共工事の入札参加資格審査における点数加算措置等のインセンティブを付与し、再編の促進を図るものとする。

(3) 事業再生に対する支援

第三に、個別企業の事業再生に対する支援は、安易な企業救済とならないよう事業基盤と財務基盤から再生可能と考えられる企業について、かつ、過剰供給構造のは正に資するよう行うことが必要である。

このため、産業活力再生特別措置法を抜本的に改正し、再生可能と考えられる建設業者に対し、共同事業再編などに係る計画の認定を要件に産業活力再生特別措置法上の税制・金融措置の活用により、不採算部門からの撤退や事業の縮小等を支援するとともに、厚生労働省とも連携して、将来収益性のある事業分野等へのシフトに係る助成措置等により支援を行うこととする。

また、産業再生機構による再生支援は、「企業・産業再生に関する基本指針」に基づき産業活力再生特別措置法の生産性向上基準及び財務健全化基準等を満たすことに加え、企業の再生可能性等を的確に審査して行われるものとする。

5. 事業再生に対する支援の指針

産業再生機構による債権の買取り又は産業活力再生特別措置法に基づく支援は、安易な企業救済とならないよう再生可能な企業に対象を絞って、かつ、過剰供給構造のは正に資するよう行うこととし、「企業・産業再生に関する基本指針」の「過剰債務問題への対応」及び「過剰供給構造問題への対応」に定めるところによるものほか、以下の要件を満たすことを必要とする。

なお、経営再建計画の計画期間は3年以内とする。

(1) 過剰供給構造のは正

建設業の企業の再生は、市場の縮小を踏まえ、競争力の相対的に低い分野から撤退し、収益性の高い事業分野に経営資源を選択・集中することが不可欠である。

従って、政策支援は、「企業・産業再生に関する基本指針」の「過剰供給構造問題への

§ 1 目 的

対応」の趣旨を踏まえ、2以上の企業による再編又は企業の事業規模の縮小がなされる場合に限り行うものとする。

① 事業規模の縮小

市場の縮小を踏まえた事業規模の縮小を要件とするものとする。具体的には、企業の経営再建計画の前提となる受注見通しは、直近3年間の市場の動向又は当該企業の受注動向を踏まえて策定することとし、その上で事業内容を大幅に見直し、比較優位の部門に経営資源を集中させていくこととする。

ただし、特定の分野に特化した企業であって、当該特定分野が縮小傾向にない場合は、事業縮小を要件とはしないものとする。

② 2以上の企業による経営統合・事業再編

建設業の再編を促進していく観点から、2以上の企業の経営統合、又は共同子会社の活用等による事業統合等の事業再編を要件とするものとする。

経営統合、事業再編に当たっては、市場の縮小を踏まえつつ、経営の効率化と収益性の向上が図られるよう計画の策定を行うものとする。

(2) 再生の確実性

建設業が現在抱えている財務上の問題は、

- ① 収益力の低下（収益性）
- ② 過大な有利子負債の保有（安定性）
- ③ 不稼動資産の保有による効率性の低下（健全性）

の3点にあり、「収益性」「安定性」「健全性」の3つの視点から、企業再生の可能性を判断することが適切である。

このため、経営再建計画の終了時点において市場の信頼を回復するよう、これらの3つの視点を示す指標について、対象企業がおおむね平均的な水準に近い水準まで再生されることを要件とするものとする。

具体的には、「企業・産業再生に関する基本指針」の財務健全化基準に定める「有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内」、「経常収入が経常支出を上回ること」に加え、

- ① 収益性を表す、売上高営業利益率又は総資本経常利益率その他これらに類する指標、
- ② 安定性を表す、自己資本比率又はデットエクイティレシオその他これらに類する指標、
- ③ 健全性を表す、固定比率又は長期固定適合比率その他これらに類する指標が、経営再建計画の終了時点において、おおむね平均的水準に近い水準となることを要件とすることとする。

(3) 生産性の向上

企業の再生、さらには建設業の再生のためには、個々の企業が経営の効率化を図り、

§ 1 目 的

生産性を向上させることが不可欠である。このため、経営再建計画の終了時点で、生産性の向上、事業基盤の確立が図られなければならないこととする。

具体的には、企業の事業規模の縮小の場合にあっては、「企業・産業再生に関する基本指針」にある「産業活力再生特別措置法の活用」の生産性向上基準に定めるとおり、

- ・ 自己資本利益率（R O E）が2 % ポイント以上向上（企業再生ファンドや他の事業会社等が事業を買収し、再生させる場合にあっては、キャッシュフロー（修正R O A）が2 % ポイント以上向上）、
 - ・ 有形固定資産回転率が5 % 以上向上、
 - ・ 従業員1人当たり付加価値額が6 % 以上向上
- のいずれかが見込まれることを要件とする。

また、2以上の企業による経営統合・事業再編の場合にあっては、「企業・産業再生に関する基本指針」にある「過剰供給構造問題への対応」の過剰供給構造改善基準に定めるとおり、

- ・ キャッシュフロー（修正R O A）が2 % ポイント以上向上
 - ・ 有形固定資産回転率が5 % 以上向上
 - ・ これらに相当する供給能力の削減を示す他の指標の改善
- のいずれかが見込まれることを要件とする。

ただし、供給能力の削減に資する事業撤退を行う場合には、「企業・産業再生に関する基本指針」の定めるとおり、この基準は課さないこととする。

6. 中小・中堅建設業の再生の基本指針

地域の中小・中堅建設業は、立ち遅れている地域の住宅・社会資本整備の担い手として重要な役割を果たすとともに、地域の基幹産業として地元の住民に多くの就業機会を提供し、地域経済の発展と雇用に欠くことのできない存在となっている。

特に、建設業は関連業まで含むと非常にすそ野が広く、地方圏においては、建設資機材の製造・卸やリース等を含めると、全就業者の2割以上が建設業及び建設関連業の従業者となっている。

他方、地域の中小・中堅建設業者は、例えば、資本金5千万円から1億円の企業では受注の5割以上、3千万円から5千万円の企業では受注の約3分の2を公共工事が占めるなど公共事業依存度が高いことから、公共事業の削減の影響を強く受けるおそれがあり。

このため、今後、地域の中小・中堅建設業においても淘汰・再編は避けられず、中小・中堅建設業の再生に向けての取組を次の事項を基本として進めるものとする。

(1) 不良・不適格業者の排除の徹底

建設業の淘汰・再編を進めていくに当たっては、何よりもまず、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者を排除することが重要である。このため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の厳正な施行等により、不良・不適格業

§ 1 目 的

者の排除の徹底を図ることとし、公共工事の発注者とも連携し、ダンピング受注の防止等による工事の品質の確保等を図るとともに、建設工事の施工現場の点検を徹底し、技術力を有しない業者、施工体制の不十分な業者等の排除の徹底を図ることとする。

(2) 経営革新の推進

地域の中小・中堅建設業者においては、コスト管理等を十分に行わないまま、収益性が低下している企業が少なくない。

今後、建設工事の現場を含めて、コスト管理の徹底と経営効率化の推進を図る必要があり、ITシステムの活用等による工程管理の徹底、元請・下請間を含めた企業間取引のIT化など、経営効率化に向けた取組を進めることとする。

また、建設市場が縮小していく中で、介護福祉サービス、リサイクルや土壤汚染対策等の環境関連ビジネスなど、成長が期待される新規分野への進出を促していく必要がある。

このため、中小・中堅建設業者が使いやすいシステムの開発や適切な助言・情報提供、事業者団体による研修・経営相談等に対する支援等の推進を図るものとする。

(3) 企業間連携の促進

厳しい経営環境の下で技術と経営に優れた企業が生き残り、伸びていくためには、経営基盤の強化のための企業間の連携・再編は不可欠になりつつある。

地域の中小・中堅建設業の企業間連携・再編は、家業としての「のれん」の維持など大手ゼネコン等にも増した困難が伴うが、他方で地域的な営業基盤の異なる企業間の連携や、企業経営上負担となる設計・積算・資機材調達等の間接部門の共同化など、独立性を保ちつつ経営合理化を進める連携・再編も可能である。

このため、徹底した分業・外注や連携・協業化による事業の効率化、共同事業による新分野進出など、経営の合理化・経営基盤の強化に向けた企業間連携の取組みを支援するとともに、合理的な組織再編を行えるよう制度運用の見直し等を行うこととする。

(4) 中小・中堅建設業の事業再生支援

中小・中堅建設業者においては、経営環境の急速な悪化の中で、債務が膨らみ、経営が困難に陥る場合が少くないが、こうした場合でも、不採算部門から撤退し、本業に特化すること等により事業の再生を図ることが可能な場合も多い。

このため、「企業・産業再生に関する基本指針」の「中小企業の再生支援」をふまえつつ、産業活力再生特別措置法の積極的な活用等を図り、特に、再編による経営基盤の強化が適切に行われるよう努めるものとする。

さらに、中小・中堅建設業者の経営の健全化や事業見直し等についての各地方整備局建政部等における相談体制の整備や、地域の関係機関との連携の強化を図る。

(5) セーフティネットの整備等

中小・中堅建設業者の資金繰りの悪化防止等のため、下請セーフティーネット債務保証事業をはじめとする金融・資金繰りの面でのセーフティーネットの拡充・活用促進に

§ 1 目 的

努めるとともに、緊急融資制度の迅速な活用など関係省庁との連携に万全を期すものとする。

さらに、様々な技術・技能を有する多様な職種から構成される建設業の特性を踏まえ、厚生労働省とも連携して、企業の経営合理化に伴う人材流動化等を円滑に行い、失業を未然に防止するため、事業者団体とも連携したきめ細かな情報提供によりミスマッチの解消を図るとともに、各種制度・施策の活用を図る。



参考判例

※ 建設業法1条は、総則規定であり、目的規定であるため、本条のみを理由として紛争となった例はありません。建設業法の他の条文について争いがあったときに、その解釈の補強として本条が主張されるのが普通です。

○建設業法29条5号（平成6年改正前）にいう「不正の手段」の解釈について争われた事例で、建設業の許可制度（3条）は「建設業を営むことを原則として禁止し、施工能力、資力、信用の点からの一定の許可基準を設けてこれに適合する者のみに営業を許すものであり、もつて建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護をはかるとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的とする制度であって……」として、建設業法1条の趣旨を引用している。

（仙台高判平6・12・9行集45・12・2011）

○ビル新築工事に使用する外壁用タイル一式の売主である原告が、買主である被告に対して代金残額等の支払を求め、当該契約が売買契約か請負契約かであるかが争いになった事案。判決は、契約の性質を売買契約と認定し、原告が主張した建設業法の適用ないしその趣旨の類推を否定した。

（東京地判平20・5・28公刊物未登載）

§ 2 定 義

第2条 この法律において「建設工事❶」とは、土木建築に関する工事❷で別表第一の上欄に掲げるもの❸をいう。

2 この法律において「建設業❹」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う❺営業❻をいう。

3 この法律において「建設業者❷」とは、第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者❸をいう。

4 この法律において「下請契約❽」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約❾をいう。

5 この法律において「発注者❻」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人❻」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人❻」とは、下請契約における請負人をいう。

趣 旨

この条は、建設業法で用いられている用語の定義を示し、本法の規制対象を明らかにしています。法が制定されたときには、その法が、誰を対象とし、どのような内容を規制するのか等の点について明らかにされる必要があります。

本条は、以下の条文のなかで使用される「建設工事」、「建設業」、「建設業者」、「下請契約」、「発注者」、「元請負人」、「下請負人」について、それぞれ定義を定めています。



→ ポイント

① 建設工事

本法では、建設工事とは、土木建築に関する工事で法別表第一の上欄に掲げるものをいいます。

② 土木建築に関する工事

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で法別表第一の上欄に掲げるものとされています。建設工事は、一般に土木工事、建築工事を意味しますが、本法では、「土木建築に関する工事」と規定されているので、より広い意味で使われています。したがって、設備工事なども対象となります。

③ 別表第一の上欄に掲げるもの

法別表第一には、土木と建築に関して総合的な企画、指導、調整を行う土木一式工事、建築一式工事などの総合工事業者のはか、専門工事業者として、大工工事、左官工事、電気工事など、28業種が規定されています。

実際の工事の施工では、数種類の工事が複合して行われることが多くみられますが、それも建設工事となります。

法別表第一は、次のとおりです。

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業

§ 2 定 義

タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

各建設工事の内容や具体的例示は、建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違や取引の慣行によって分類され、告示・通達により明らかにされています。この分類は、新しい建設工事の出現や社会需要の創出など、社会の進展により、変化するものと解されています。

ア 建設工事の内容

法別表第一の上欄に記載された建設工事の具体的な内容は、昭和47年3月8日建設省告示350号によって、明らかにされています。

イ 建設工事の例示

また、建設工事の内容に対応する個々の建設工事の名称も「建設工事の例示」として、「建設業法の一部を改正する法律の施行及び運用について」(昭47・3・18

§ 2 定義

計建発46) の別表により、明らかにされています。

ウ 工事内容の重複

工事の内容・例示が、他の工事の内容・例示と重複する場合であっても、本法は適用されます。多くの場合、建設工事は、ある程度総合的に行われ、ある建設工事が一つの工事だけで完成されることではなく、複数の工事が相互に関連しあい、あるいは補完しあって行われますから、このように考えられています。

エ 土木一式工事、建築一式工事

これらの工事は、いずれも総合的な企画、指導、調整のもとに工事をするものですから、他の26の専門工事から区別されます。二つ以上の専門工事を組み合わせて、一般的にみて独立の使用目的がある土木工作物または建築物を工事する場合には、この一式工事に該当します。

二つ以上の専門工事の組合せでない場合でも、工事の規模の大きさや複雑性などからみて、総合的な企画、指導、調整を必要とし、個別の専門工事として施工することが難しいと考えられる場合も、この一式工事に該当します（昭47・3・18 計建発46）。

④ 建設業

本法では、建設業とは、元請、下請など、どのような名義を使っていいるかには関係なく、本条1項の建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

⑤ 請け負う

請負とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、他方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を与えることによつて成立する契約をいいます（民632、商502五参照）。

本条2項の結果、営業の実態が、建設工事の完成を請け負うことである場合には、使用される名義に関係なく、建設業となります。

⑥ 営業

営業とは、利益を得る目的をもつて同種の業務を継続的に反復的に行うことです。ですから、日曜大工のように、直接の利益を求めず、非継続的なものは「営業」とは、されません。

営利の目的とは、資本的計算方法によって利潤を獲得することを目的とすること

§ 2 定 義

をいいます。この目的が現実に実現されるかどうかが問題となるのではなく、少なくとも収支の均衡を目的としていることが必要となります。

7 建設業者

本法では、建設業者とは、法3条1項の許可を受けて、建設業を営む者をいいます。軽微な建設工事だけを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可の適用除外（法3①、令1の2）となりますから、建設業法の「建設業者」とはいいません。

また、許可を受けなければいけないのに、許可を受けないで建設業を営む者（無許可営業者）も、建設業法の「建設業者」とはいいません。

8 建設業を営む者

建設業法では、建設業者、許可を受けないで建設業を営むことができる者、無許可業者のすべてを含んだものを指す場合には「建設業を営む者」という用語を使っていますので、注意が必要です。ですから、本法が「建設業者」というときは、法2条に規定する建設業者をいいます。

したがって、建設業を営むことができない者は「建設業者」となることはできません。国や地方公共団体のように、法律上営業活動を禁止されている者も建設業者とはいいません。また、民法上の組合や法人格のない労働組合などは、法律上では権利能力が認められていないので、建設業者にはなれません。

営業活動のできる会社であっても、定款に記載された「目的」に建設業を営むことができないとされている場合には、建設業者にはなれません。

9 下請契約

本法では、下請契約とは、建設工事を他の者から請け負った建設業者が、他の建設業を営む者との間で、請け負った建設工事の全部または一部について締結される請負契約をいいます。代表的なものとしては、総合工事業者と専門工事業者との間で締結される請負契約があげられます。

10 請負契約

下請契約は、すべての下請契約を含みますから、重層下請で孫請以下との請負契約も下請契約です。中小の業者がとった工事を、大手業者に請け負わせる場合も、下請契約です。

§ 2 定 義

下請契約の当事者となる者は、条文上「建設業を営む者」であればよいので、建設業者でない者同士の間における下請契約も対象となります。しかし、建設業法における下請契約は、建設工事を完成する目的で締結される請負契約を意味しますから、それと直接関係のない請負行為を目的とする契約は含まれません。たとえば、建設業者と資材業者の間で、建設工事に必要な資材の製造を委託する契約をしても、このような契約は建設業法の下請契約ではありません。

また、請負契約という言葉を用いていても、単に労務だけを提供するような場合には、請負契約ではなく雇用契約とみなされることがあります。二次以下の下請では、雇用契約とみなされる場合が少なくありません。

11 発注者

発注者とは、建設工事の注文者をいいます。注文者とは、民法上の注文者をいいますが、建設業法では発注者という用語を用いて、注文者と区別しています。つまり、発注者とは、注文者のうち、他の者から請け負った建設工事の全部、または一部をさらに他の建設業を営む者に注文するものを除いたものをいいます。要するに、建設工事の最初の注文者のことです。

12 元請負人

元請負人は、下請負人の保護等に関するいろいろな法的義務があります。そのため、これに対応できるように、本文で述べたように元請負人の意義を限定しています。

13 下請負人

下請負人とは、下請契約における請負人をいいます。

請負人とは、民法上の請負人ですが、建設業者であることは必要ではありません。しかし、本条4項との関連で、建設業を営む者に限定されます。下請負人の意義を広げているのは、零細な下請負人の保護を図り、建設業の体質改善、工事施工の適正化を図るためです。



参考通知

◆建設業許可事務ガイドラインについて

(平13・4・3 国総建97)

最終改正 平20・12・24国総建258

【第2条関係】

1 第2条第1項の別表第1の上欄に掲げる建設工事について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の別表第1の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも2以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(2) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

- ② 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設

第2章 建設業の許可

概要

建設業を営む場合には、原則として、法3条による許可を取得しなければなりません。それは以下ののような理由からです。

建設業は、一品受注生産するために、注文者があらかじめ品質を確認することができず、もし請負契約において手抜き工事や粗雑な工事が行われても、注文者は工事完成後でなければ工事の欠陥がわかりません。また、このような不適正な工事が行われたことがわかつても、完成後に完全に修復することも困難な場合があります。さらに、注文者は何年か経過した後でなければ使用に耐えるものであるか否かの判断ができないなどの問題が生じます。

これらの問題を未然に防ぐために、法3条による建設業許可制度があります。許可制度は、一定の軽微な建設工事のみを請け負う者を除いて原則として、許可がなければ建設業を営むことを禁止し、施工能力・資力・信用のない建設業者の輩出を防止することを図っています。これによって建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護を図るとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的としています。

発注者は、工事を発注する前に一定の基準を満たしている施工業者を選んで請負契約を締結する必要があります。建設業の許可基準の中には、たとえば一定の資格や経験者による「専任の技術者」の要件があり、営業所ごとに必ず1人の専任の技術者を置くことが必要とされます。これにより、技術力の均一化、施工技術の確保と向上が図られています。また、建設中や完成後に、施工業者が倒産してしまった場合には、工事が完成しない、あるいは工事完成後の不具合や瑕疵がある場合に手直しがされないなどの問題に対しては、許可要件の中の「財産的基礎」「経営業務の管理責任者」などにより、施工業者には一定の資産があり、建設業の経営経験を一定期間以上有すること、さらに請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれがない者、過去において一定の法令の規定に違反した者でないことなど、建設業者として一定の要件を満していない業者については、許可しないよう措置されています。

このようなことから、建設業に関しては施工能力・資力・信用がある者に限りその営業を許可し、各種の業務規制が定められています。

第1節 通 則

§ 3 建設業の許可

第3条 建設業を営もうとする者¹は、次に掲げる区分²により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの³をいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の⁴、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可⁵を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事⁶のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの⁷
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上⁸となる下請契約を締結して施工しようとするもの⁹
- 2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごと¹⁰に、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。
- 3 第1項の許可は、5年ごとにその更新¹¹を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する¹²。
- 5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算する¹³ものとする。
- 6 第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業に

ついて、第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う¹⁴。

趣 旨

建設業とは、「元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう」とされています（法2②）。そして、建設業を営もうとする者は、一部の軽微な建設工事のみしか請け負わない事業者を除き、建設業の許可を受ける必要があります。

許可を受ける必要がある理由は、建設業は受注生産であるため発注者があらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったときに完全に修復することが困難であること、施工が総合組立生産であることからさまざまな資機材、施工方法や工程などを総合的にマネジメントする必要があること、下請業者を含めた多数の作業員を使用するなどの特性から、総合的マネジメント能力を必要とするからです。

本条は、少額の工事のみを請け負う者を除いて、建設業を営もうとする者は、個人、法人、元請、下請に関係なく、すべて本条に定める許可を受けなければならぬこと、およびその許可の内容について定めています。

したがって、本法のいう建設業者とは、本条1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます（法2③）。



→ ポイント

I 建設業を営もうとする者

建設業を営む場合は、本条の規定により、一部の軽微な建設工事のみしか請け負わない事業者を除き（ポイント⑥参照）、建設業の許可を受ける必要があります。建

§ 3 建設業の許可

建設業の許可は、一般建設業、特定建設業という種類の異なる許可のいずれかを、請け負おうとする建設工事に対応する業種（法別表第一に28業種あります。）ごとに取得する必要があります。一般建設業と特定建設業の区別は、発注者から請け負った工事に関して下請に出せる金額の大小によってなされます。

許可は、一般建設業と特定建設業に区分して行うものですから、一つの建設業につき同時に一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはありません。ただし、一つの建設業者につき二つ以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可と特定建設業の許可を取得することはできます（後掲「建設業許可事務ガイドライン」（平13・4・3国総建97）参照）。

2 次に掲げる区分

この区分は、発注者から直接に請け負った工事に関して、一定額以上を下請する事業者について、その下請に出す場合の金額によって一般建設業（法3①一）と特定建設業（法3①二）に分けたものです。

一般建設業は、軽微な工事（ポイント⑥参照）を除いて、元請、下請を問わずすべての者が建設業許可を取得しなければなりません。一方、特定建設業は、発注者から請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部または一部を、下請代金の額が政令で定める一定金額以上（ポイント⑧参照）となる下請契約を締結して施工する事業者が対象となります。これは、一般建設業許可に比べて許可基準を厳しくすることで、下請代金の支払等について一般建設業許可に比べて多くの規制をすることにより、下請人を保護することを目的としています。

3 営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）

本条でいう営業所とは、「本店、支店」もしくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」（令1）で、建設業に係る営業に実質的に関与する事務所を指します。営業所については、「営業所調査」が行われ、以下の点を中心にチェックがなされます（各地方整備局等のホームページで詳細を知ることができます。）。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結などの実態的な業務を行っていること
- ② 電話、机、各種事務台帳などを備え、居住部分などとは明確に区分された事務室が設けられていること（単なる作業場、資材置場、連絡所等は該当しません。）
- ③ 営業所には、代表者として令3条に規定する使用人（具体的には支店や営業所

の代表者である支店長、営業所長を指します。)として、請負契約の見積り、入札、契約締結などの権限を委任されている者が常勤していること

- ④ 営業所ごとに営業所で営業する許可業種に対応する専任の技術者が常勤していること

他に、帳簿の備付けおよび保存義務があり、店舗には許可標識の掲示義務があります。したがって、単なる登記上の本店、支店や事務連絡所、工事事務所、作業所などは建設業法上の営業所には該当しません。

営業所に該当するか否かの判断の基準は、本店または支店が建設業に係わる営業に実質的に関与しているかどうかによります。すなわち「本店、支店」が、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導、監督をする場合など、実質的に営業に関与していれば、建設業法上の営業所に該当します(平13・4・3国総建97)。

本条1項が規定する、支店に準ずる「政令で定めるこれに準ずる」営業所とは、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」(令1)をいい、具体的には独立して常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結など請負契約の手続など、契約締結に關わる実体的な業務を行っている事務所をいいます(平13・4・3国総建97)。

営業所は、確認調査として建設業法に定める許可要件のうち、営業所(法3①)、経営業務の管理責任者(法7①・15①)、および営業所ごとに置かれる専任の技術者(法7②・15②)が法の規定に適合しているかチェックを受けます。

4 国土交通大臣の〔許可〕

営業所の所在地によって、国土交通大臣許可と都道府県知事許可とに分かれます。営業所の所在地が二つ以上の都道府県にまたがっている場合には、国土交通大臣許可が必要となり、すべての営業所が一つの都道府県内にある場合には当該の都道府県知事許可となります。この区分は、事業者の置く営業所の状況に応じて、当該事業者に対する監督をより適正に行うことができる行政庁に許可申請を行わせることを目的としています。

たとえば、東京都内に本店、大阪府内に支店がある場合には、国土交通大臣許可が必要です。この場合の本店、支店、営業所の判断は、ポイント③「営業所」のとおり実質的に建設業に關与する本店、支店、営業所を指します。

また、たとえば、大工工事業と左官工事業など、二つ以上の業種について都道府

§ 3 建設業の許可

県知事許可を受けて建設業を営んでいる者が、ある一つの業種について、他の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、すべての場合に国土交通大臣の許可が必要となります。

5 都道府県知事の許可

都道府県知事の許可が必要なのは、一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする事業者です。一つの都道府県内に二つ以上の営業所を設ける場合にも知事許可とされています。また、知事許可であっても他県に営業所を設置しない限りは、他県での営業活動を行うことが可能とされます。

なお、知事許可を大臣許可にするには、建設業法上の営業所が二つ以上の都道府県にあることのほかに、各営業所の常勤の代表者が契約権限を委任されていること、専任の技術者が各営業所ごとに配置されていなければなりません。

ケーススタディ

「不正の手段」による許可申請

Q 法3条1項の許可申請または許可の更新の際に、いわゆる「不正の手段」により申請した場合、違反行為を行った本人以外に、法人も罰則を受けるのでしょうか。

A 許可申請書および添付書類に虚偽の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対して虚偽の回答をしたりする、いわゆる不正の手段によって許可を受けた者はその許可を取り消され（法29五）、同時に3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます（法47三）。

法47条1項3号により、虚偽または不正の事実に基づいて法3条1項の許可を受けた者は処罰されますが、同時に法53条によって、違反行為を行った本人（代表取締役、代理人、従業員など）だけでなく、違反行為者が所属する法人や個人事業者も処罰されることになっていて、いわゆる両罰規定が適用されます。

（最決平7・7・19判時1542・140）

建設業法手引

ケーススタディ

建設業法上の専門工事の許可を受けずに施工した請負契約の効力

Q 他の工事の業種（土木工事）については建設業の許可がありますが、本件の工事（水道新設工事）のみを請け負いましたが、本件工事（水道施設工事業）に関して建設業法による許可がないまま請負工事をしました。この場合に請負契約も無効になるのでしょうか、契約の効力はどうなりますか。

一〇六

§ 3 建設業の許可

〔A〕 法3条は、法別表第一に定める2種類の一式工事、26種類の専門工事の区分に応じて、国土交通大臣もしくは都道府県知事の許可を受けなければなりません。これに違反して無許可で請負契約を締結した場合、事業者は建設業法の規定により処罰されることになりますが、その場合に請負契約の効力が無効となるかという問題について、判例は、請負契約は無効とならないとしています。

A建設会社が、指名競争入札の方法によって請け負った簡易水道新設工事について、同社には土木工事の許可があるのみで水道施設工事業の許可を有しておらず、法3条違反が問題となった事案について、判決は、法3条は、建設業が無許可でされること自体を行政的立場から取り締まることを直接の目的とする、いわゆる取締法規に過ぎないから、同法に違反する行為の私法上の効果まで否定する趣旨ではないと解するから、本件請負契約は無効とはいえないとした。

(秋田地判平2・11・15判時1385・47、同旨東京高判昭51・5・27金判510・33)

ケーススタディ

建設業者の信義則違反を理由とする注文者からの契約解除と建設業者の損害賠償請求

〔Q〕 建設業者は、東京都から一般建設業の許可を受けていましたが、注文者との間で自宅兼アパートの建築工事の請負契約（請負金額1億1,400万円あまり）を締結しました。この建設業者の規模は、技術関係使用人（一級建築士）1人、事務関係使用人が数人であり、本件工事の施工のほとんどを下請に依存せざるをえなかったのに、契約当時は特定建設業の許可を受けていませんでした（下請代金額が4,500万円以上になる場合は、予め特定建設業の許可を得ていなければならぬ）。また、本件契約交渉中の一時期に、不注意によって一般建設業の更新の申請手続を出し忘れていて、それに気が付き申請を出して再度一般建設業の許可を受けた上で本件契約を締結しました。ところが、注文者は、以前に受け取っていた広告チラシや代表者の名刺に記載された許可番号と本件契約時の許可番号（新たに許可を受けた番号）とが異なっていること、特定建設業の許可を受けていないことを理由に、契約解除の通知をしてきました。この場合のように、契約当時に建設業者が特定建設業の許可を受けておらず、かつ契約交渉中の一時期に一般建設業の許可がなかったことにより、注文者からの信義則違反を理由とする無催告解除に対して、建設業者は民法641条による損害賠償請求ができるのでしょうか。

§ 3 建設業の許可

[A] 契約解除について、一般論として、履行遅滞、履行不能、不完全履行などの債務不履行がなくても、契約の存続を強いることが契約上の信義則に照らして酷であるとか正義に反することなどの理由があるときは、信義則違反を理由に無催告解除が認められます。しかし、本件の場合には、一般建設業の許可が一時期なかったことは事務手続上の過失であり、契約当時には一般建設業の許可を得ていたのですから、一般建設業許可の一時的失効や新たに許可を受けたために以前の許可番号と違うことは、本件請負契約を履行する建設業者の能力を左右するものではありません。

また、特定建設業の許可を有していないなかったことについては、建築請負業者はその施工にあたり下請を使用することが多いのは公知の事実であり、さらに注文者にとっては、特定建設業の許可を有していたことや当該建設業者の財産状況が、本件契約の重要な要素とされていませんでした。このことから、注文者にとって本契約の存続を強いられることが契約上の信義則に照らして酷であるという理由になりませんから、本件契約は信義則違反を理由として請負契約の解除は認められないことになります。

さらに、特定建設業の許可を受けていなかつたことは、建設業法3条1項2号、16条、同法施行令2条ただし書きに反する行為にあたり、建設業者にとってあってはならない行為ですから罰則が規定されています（法47①一・一の二）。しかし、判例では建設業法は取締法規であり、それに違反したからといって私法上の契約が直ちに無効となるものではないとされています（前記ケーススタディ「建設業法上の専門工事の許可を受けずに施工した請負契約の効力」参照）。

注文者からの契約解除による建設業者からの損害賠償請求について、民法641条は、請負人が工事を完成させるまでは、注文者はいつでも損害を賠償して契約を解除できると規定しており、注文者に解除権を認めています。それは無用な工事を継続させて注文者のコストを大きくする必要はないからです。そこで本件のケースの場合には、本契約の存続を強いることが契約上の信義則に照らして注文者にとって酷であるということに該当しないので無催告解除が認められないので、建設業者は、本件請負契約の履行のために現実に支出したものと認められる費用（地質調査費、設計料、人件費など）と同額について、損害賠償が認められることになります。なお、判例は、このようなケースでは、一般建設業許可の失効や許可番号の違いが生じたのは、建設業者が更新手続を忘れた事務上の過失によるものであり、注

文者が当初受け取っていた広告チラシや代表者の名刺に記載されていた許可番号と異なることから、注文者は建設業者に対して不信感を強めたのであるから、建設業者の損害については、2割を過失相殺により減額するのが相当としています。

(東京高判平18・12・26判タ1285・165)

⑥ 政令で定める軽微な建設工事

法3条は、建設業を営むものは建設業の許可を受けなければならぬと規定していますが、同条1項ただし書では、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものはこの限りではないとして、建設業の許可を受けなくても建設業を営むことができるとしています(令1の2)。

軽微な工事について、令1条の2では、次のように規定しています。

- ① 建築一式工事の場合は、工事1件の請負代金が1,500万円に満たない工事、または延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事
- ② 建築一式工事以外の場合は、1件の工事の請負代金が、500万円に満たない工事
木造住宅とは、主要構造部が木造で2分の1以上を居住に供するものとされていますので、延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事でも、2分の1以上を店舗とする建物の建築は許可が必要です(平13・4・3国総建97)。

また、建設業とは、「建設工事の完成を請け負う営業」をいいますから(法2②)、建売住宅を販売する不動産業者が自ら施工して売買契約する場合には許可は必要とされません。軽微な工事以上の工事を請け負う場合には、元請、下請を問わず許可を取得する必要があります。

なお、軽微な工事のみを請け負う業者であっても、その工事が解体工事である場合には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)による解体工事の登録を受ける必要があります。

⑦ 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

本条1項は、建設業の許可を、一般建設業許可(1号)と特定建設業許可(2号)に区分しています。一般建設業と特定建設業の区別は、元請として工事を請け負った場合に、その事業者が下請に出せる金額の大小によって行われます。

§ 3 建設業の許可

本条1項1号は、一般建設業許可について規定しています。一般建設業は、1件の工事がポイント⑥の軽微な工事だけを行う場合を除いて、元請、下請を問わず建設業を営む者が取得しなければなりません。

なお、一般建設業の許可要件は法7条に規定があり、特定建設業の許可要件は一般建設業の許可要件のほかに法15条に規定されています。

⑧ 政令で定める金額以上

本条1項2号の政令で定める金額とは、発注者から直接請け負った1件の建設工事について、その工事の全部または一部の下請代金額が3,000万円以上となる下請契約、あるいは建築一式工事では4,500万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が特定建設業として許可申請する金額です（令2）。

⑨ 下請契約を締結して施工しようとするもの

本条1項2号は、発注者から直接請け負った工事に関して、政令（令2）で定める一定額以上を下請に出す事業者については、これを一般建設業許可と区別して特定建設業許可として許可基準を重くしています。これは、下請業者の保護や工事の適正な施工の確保のために設けられた制度で、一般建設業と比較して多くの規制が強化されています。

一般建設業に対して、特定建設業許可は、本条1項2号により発注者から直接請け負った工事について建築一式工事では政令で定める金額以上（4,500万円以上、その他の工事では3,000万円以上）の工事を下請に発注する場合の許可要件であり、この場合は特定建設業許可を取得しなければなりません。

元請工事の場合は、発注者からの請負金額自体に制限はありませんが、その工事を下請に出す場合に前記の政令で定める金額以上になる場合は、特定建設業に該当します。

⑩ 別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごと

建設業の許可は、法別表第一に示す28の建設工事の種類ごとに分けられており、それぞれに対応する建設業の業種ごとに、一般建設業または特定建設業のいずれか一方の許可を受けることになっています（法3②）。同一の事業者が異なる業種ごとに、それぞれ一般建設業または特定建設業のいずれか一方の許可を受けることがで

§ 3 建設業の許可

きますが、同一業種について一般、特定の両方の許可を受けることはできません。

法別表第一の上欄（本書では、左欄）は法律の定める建設工事の種類で、下欄（本書では、右欄）はそれを施工する建設業の業種を掲げています。したがって、建設業の許可を得ようとする者は、28の建設工事業の中から、必要な一つまたは二つ以上の業種を選択して許可申請することになります。

法別表第一に示す28の建設工事の種類のうち、土木一式工事と建築一式工事については、他の26の専門工事と異なり、大規模または施工内容が複雑な工事を総合的にマネージメントできるような事業者向けの許可となっています。したがって、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請け負う場合は、別途その専門工事業の許可を受けなければなりません。

たとえば、種類が土木一式工事の土木工事業の許可を受けた事業者が、単にコンクリート工事や地すべり防止工事のみを請け負う場合は、とび・土工工事業の許可が必要となります。同様に種類が建築一式工事の建築工事業の許可を受けた業者が、大工工事のみを請け負う場合には大工工事業の許可を、左官工事のみを請け負う場合には左官工事業の許可が必要となります。

ただし、本体工事に付帯する工事（主たる工事を施工するために必要となった他の従たる工事）については、発注者の利便性から本体工事と併せて請け負うことができる場合があります（法4）。

〈建設工事の種類と建設業の業種（法別表第一）〉

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・プロック工事	タイル・れんが・プロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業

§ 3 建設業の許可

鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

II 5年ごとにその更新

建設業許可の有効期間は5年間です。有効期間は、許可のあった日から5年目にに対応する日の前日をもって満了します（法3③）。この場合に、満了日が日曜日などの休日にあたる場合でも、その日をもって満了することになります。

引き続き建設業を営もうとする場合には、建設業許可の更新をしなければならず、その場合の手続は、許可の満了する日前30日までに建設業許可の更新の手続をとらなければなりません（規5）。もし、許可更新の手続をとらないまま許可期間が経過した場合には、期間満了とともにその効力を失ってしまうので、引き続いて営業をすることができなくなります。その場合には、改めて新規の許可申請をしなければなりません。

更新の申請に対する許可が、従前の許可の有効期間の満了後になされた場合でも、その有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算されます（法3⑤）。

⑫ なおその効力を有する

法3条3項によって許可の更新の手続をしていても、事務処理上の問題などにより更新申請から許可通知が手元に届くまで時間がかかる場合があります。そこで法3条4項は、従前の許可の有効期間の満了日までに許可または不許可の処分がない場合には、許可または不許可の処分があるまでは、期間の満了後であっても従前の許可は有効としています（法3④）。この場合、建設業法上の許可は有効ですが、発注者と請負契約締結の際に説明を必要とするなどの負担が生じますので、余裕を持って申請する必要があります。

⑬ 有効期間の満了日の翌日から起算する

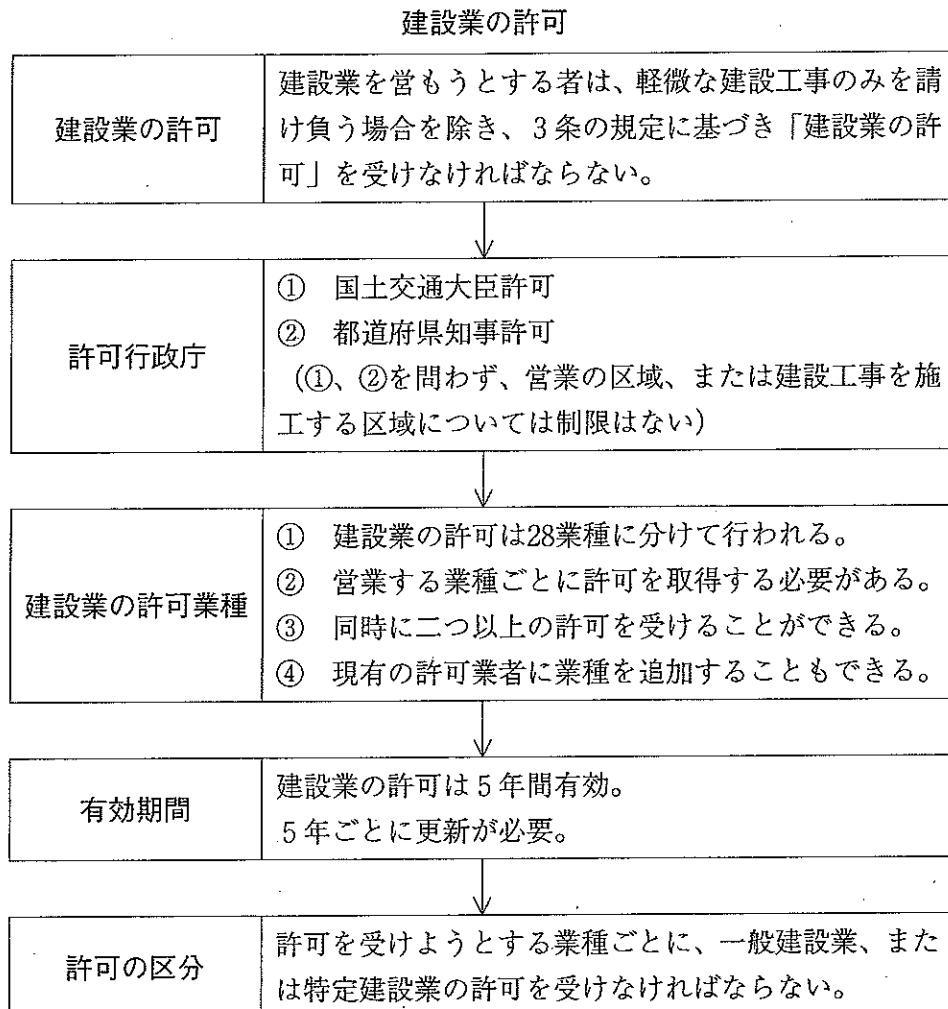
建設業許可の有効期間は、ポイント⑪で説明したとおり許可のあった日から5年間ですから、更新後の許可の有効期間も従前の有効期間の満了日の翌日から5年間です。もし許可の処分が期間の満了後であっても、同様に従前の有効期間の満了日の翌日から5年間です。

⑭ 一般建設業の許可は、その効力を失う

一般建設業許可と特定建設業許可の違いについては、ポイント②のとおりですが、一般建設業を特定建設業にするには、本条1項1号と2号とで許可区分が異なるために、新規申請の扱いになります。また、一般建設業の許可を受けた者が特定建設業の許可を受けたときは、一般建設業許可は効力を失います。一般建設業許可から特定建設業許可にする手続を行うには、特定建設業の許可要件を満たしてから、特定建設業としての新規申請を行うことになります。

そこで、一般建設業の許可を受けた者が、特定建設業の許可の申請中に、一般建設業の許可の有効期限が満了してしまうと、建設業許可に空白が生じることにもなり、一般建設業許可の更新の手続をとらざるを得なくなりますので注意が必要です。

§ 3 建設業の許可



(※) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

平成12年5月31日制定の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)では、従来、建設業の許可が不要であった軽微な工事を請け負う者も、解体工事を請け負う場合には、解体工事業の登録をしなければならなくなりました。ただし、軽微な工事の場合には、建設業の許可は必要ありません。

❖ 罰 則

● 「不正の手段」による許可申請と罰則

法3条1項の許可を受けないで建設業を営んだり、不正の手段により許可申請し

§ 4 附帯工事

第4条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事[■]を請け負うことができる。

趣旨

この条は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、許可を受けた建設業に関連した建設工事に附帯する他の建設業に係わる建設工事（「附帯工事」といいます。）であれば、請け負って営業することができることを規定しています。

建設業者は、建設業の許可を受けた業種の建設工事以外の工事を請け負うことは禁止されています。しかし、建設工事の目的物は、各種の専門工事の組合せによって施工されるものですから、これをあまり厳格に適用すると、注文者や請負人にとって不便なものになります。そこで、本条は、いわゆる附帯工事については、許可を受けていない業種の工事であっても、一括して請け負うことができるとしています。



→ ポイント

■ 附帯する他の建設業に係る建設工事

(1) 附帯工事とは

附帯する他の建設業に係わる建設工事とは、①主たる建設工事を施工するために必要な他の従たる建設工事、または②主たる建設工事の施工により必要を生じた他

§ 4 附帯工事

の従たる建設工事をいい、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないとされる工事をいいます（平13・4・3国総建97）。

この場合に、これを請け負うことは差し支えないのであって、軽微な工事（法3条1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事。令1条の2参照）以外の工事を実施する場合には、附帯工事であっても、①自ら施工する場合は法7条2号のイ、ロまたはハに該当する技術者として、各専門工事の専任の技術者（一般建設業の技術者になれる者）、監理技術者（特定建設業の技術者になれる者）を配置しなければなりません。あるいは、②この附帯工事に係る建設業の許可を受けている建設業者に施工させなければなりません（法26の2②）。

(2) 附帯工事の判断基準

附帯工事であるかどうかは総合的に判断されることになりますが、その具体的な判断基準については、次の要素があげられます。

建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準として、その建設工事の準備、実施、仕上げ等にあたり、一連の工事または一体の工事として施工することが必要であるか、あるいは相当であると認められるかどうかを総合的に検討するとされています（平13・4・3国総建97）。

附帯工事であるかどうかの判断は、主たる工事と従たる工事との工事費の多寡で決めるものではありませんが、附帯工事は従たる工事ですから、原則として主たる建設工事の工事価格を上回るものではないと考えられます。

(3) 附帯工事の例

附帯工事の例として、次のような工事が考えられます。

- ① 主たる建設工事により必要を生じた他の従たる工事としては、たとえば、管工事として水蒸気等を送配するための設備を設置する工事にともなって熱絶縁工事を請け負ったり、あるいは屋根工事業者が屋根の補修工事の一部に塗装する必要がある場合に屋根補修工事と一体として塗装工事をも請け負うことが考えられます。
- ② 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事としては、たとえば、電気工事として構内の電気設備等を設置する工事にともなって、必要を生じた天井仕上工事や壁張り工事などの内装仕上工事などが考えられます。

(4) 附帯工事とならない場合

土木一式工事や建築一式工事などの一式工事は、各種の専門工事を組み合わせて行う総合的な工事です。したがって、普通は附帯工事に該当するような工事は一式

工事の中に含まれていて、一式工事が他の建設工事の附帯工事となることはありません。

ケーススタディ

「附帯工事」に関する裁判例

- Q 法4条の附帯工事に関連したふすま工事について、表具師以外の建設業者がこれを請け負うことができるのでしょうか。
- A 現行法制のもとにおいては、ふすまの製作は表具師（および大経師職、経師職）が「ふすま製作請負権」または「ふすま製作契約締結権」を有しているとは認められず、また表具師以外の者にふすま製作の請負を許さない旨の法令がない以上、法2条にいう建設工事、4条にいう附帯工事にふすま工事も含まれます。また、その結果、表具師等にふすま請負の受注量が仮に減少したとしても、これによる不利益は単なる事実上の者にすぎないから、建設業者がふすま製造を請け負ったとしても、表具師等の権利や法律上の利益を侵害する者ではありません（東京高判昭56・5・22判タ450・109）。

なお、建設業許可の業種として、ふすま工事は、内装工事業と建具工事業のどちらにも入っています。

附帯工事であっても、その附帯工事に関する建設業の許可を受けている場合に、請負代金の額が許可の適用除外の金額（軽微の工事）である場合には、本条にいう附帯工事とはいいません。また、一般建設業の許可を受けている者が、発注者から直接請け負った附帯工事について、下請代金の額が3,000万円以上である場合は、特定建設業の許可制度の趣旨に反するのでできません。



参考通知

◆建設業許可事務ガイドラインについて

（平13・4・3 国総建97）

最終改正 平20・12・24国総建258

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の

§ 4 附帯工事

建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

§ 24 請負契約とみなす場合

第24条 委託その他いかる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして❶、この法律の規定を適用する❷。

趣 旨

この条の趣旨は、本法の適用対象を明確にして、実態は請負契約であるのに、他の法形式をとるなどして、法の潜脱が行われるのを防止することにあります。

そもそも、建設工事の請負契約は、一面では「仕事の完成」を目的とする契約であって、民法の請負契約（典型契約のひとつ）と共通します。しかし、民法の請負契約の規定は、建設工事の請負契約のみを対象として規定されているわけではないので、民法の請負契約の規定をそのまま建設工事の請負契約に適用していくことは実情にそぐわない面があります。

他方で、建設工事は、特殊な仕事の完成を目的とするので、民法の請負契約の規定をそのまま利用することを避け、契約自由の原則の下、現実には各々の特約などをして、建設工事の契約をします。

確かに、建設工事の実情に合うように契約内容の修正を加えることは、契約自由の原則の下では、本来許されるものですが、これが悪用される場合もあります。たとえば、実態は請負契約であるのに、規制を逃れるために、委任契約やその他の無名契約として建設工事を請け負う場合がそれにあたります。

これを放置しておくと、建設業法が種々の規制を行っている意味が失われることになることから、本条のような規定が必要となります。





→ ポイント

① 建設工事の請負契約とみなして

本条によって、委任、雇用、売買などの典型的契約のほか、委託などの無名契約、混合契約であっても、実質的に報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、すべて建設工事の請負契約とみなされます。

したがって、いわゆる建売（売買契約）であっても、実質的には建設工事の施工のための契約とみられる場合には、本法が適用されます。

② この法律の規定を適用する

実質的に報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、すべて建設工事の請負契約とみなされる結果、本法の適用を受けることになります。

ケーススタディ

典型契約（有名契約）

- Q 典型契約（有名契約）とはどういう契約ですか。
A 民法では、日常生活で頻繁に利用される代表的な13の型の契約（売買、贈与、雇用、請負、賃貸借など）を規定をしており、これらの契約のことを「典型契約」といいます。

これらの典型契約には、売買、贈与などの名前がつけられていますので「有名契約」ともいいます。

しかし、契約自由の原則のもとでは、当事者が典型契約と異なる契約をすることは自由です。そこで、典型契約以外の契約を「非典型契約」といいます。これらには、法律上の名前がありませんから、「無名契約」ともいいます。

第5章 監督

概要

この章は、法令の実効性を確保し、本法の目的を実現するために、監督上の措置について規定しています。

建設業者は、本法や本法に基づく政令、省令、その他建設業の営業に関するべき法令を遵守することが必要であるとともに、建設工事の施工に際しても、業務上必要とされる注意義務を怠らず、適正な建設工事の施工を行わなければならぬのは当然のことといえます。

しかし、現実問題として、建設業者の中には、これらを忠実に実行していないものも現れます。そこで、本法の目的を実現するために、監督処分の規定が必要となります。このような監督処分制度は、許可制度を裏面から支えることにより、本法の実現を図るものにほかなりません。

本章の規定は、建設業者、その他の建設業を営む者に対する、指示・営業の停止（法28条）、許可の取消し（法29条、29条の2）、許可の取消し等の場合における建設工事の措置（法29条の3）、営業の禁止（法29条の4）、監督処分の公告等（法29条の5）、不正事実の申告（法30条）、報告及び検査（法31条）、参考人の意見聴取（法32条）など監督処分に関する定めを内容としています。

§ 28 指示及び営業の停止

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の7第1項、第2項及び第4項を含む。第4項において同じ。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合^❷においては、当該建設業者に対して、必要な指示^❸をすることができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合^❹において必要があると認めるとき^❺も、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつた^❶ために公衆^❷に危害^❸を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき^❹。
- 二 建設業者が請負契約に関し^❽不誠実な行為^❾をしたとき。
- 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人^❿がその業務に関し^❽他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反^❾し、建設業者として不適当であると認められるとき^❻。
- 四 建設業者が第22条の規定に違反したとき^❼。
- 五 第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当^❷であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき^❼。
- 六 建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき^❼。
- 七 建設業者^❻が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第

§ 28 指示及び営業の停止

3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。

3 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれかに該当するとき又は同項若

§ 28 指示及び営業の停止

しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 6 都道府県知事は、前2項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 國土交通大臣又は都道府県知事は、第1項第1号若しくは第3号に該当する建設業者又は第2項第1号に該当する第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるとき^四は、注文者^四に対しても、適当な措置^四をとるべきことを勧告^四することができます。

趣旨

本法その他の関連する法令や注意義務が守られず、建設工事の適正な施工が確保されない場合、行政上、直接的に法の遵守等を行わせるための監督処分が必要となります。

本条は、このような監督処分のうち、指示処分、営業停止処分について定めることにより、不適正な者の是正を図ろうとしています。



建設業法手引七

→ ポイント

① 国土交通大臣

本条および次条による国土交通大臣の監督処分に関する権限は、地方整備局長、および北海道開発局長に委任されています（法44の3）。

九四四

② 規定に違反した場合

法19条の3、法19条の4、法24条の3から24条の5までを除く本法の規定、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入札契約適正化法」といいます。）15条2項、3項の規定、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下、「履行確保法」といいます。）3条6項、4条1項、7条2項、8条1項もしくは10条の規定に違反した場合（法28①本文）が、指示処分の対象となります（法28①）。

本条では、法19条の3等の規定に違反した場合が除外されています。これらの違反は同時に独占禁止法19条の規定に違反し、同法による処分が予定されているためです。したがって、これらの違反があった場合は、独占禁止法の手続によることになります。

また、入札契約適正化法15条1項の規定により読み替えて適用される法24条の7第1項、第2項および第4項、入札契約適正化法15条2項、3項、または履行確保法3条6項、4条1項、7条2項、8条1項、2項、10条は、公共工事における本法の特則となっているために、この違反は同法の処分の対象となることが定められています（平14・3・28国総建67）。

③ 必要な指示

必要な指示の範囲は、基本的に建設業者に本法に違反する事実があった場合や、本条1項各号に規定する事項に該当する事実があった場合に、その不適正な事実を改善するために具体的にとるべき措置です（法28①）。

しかし、必要な指示の範囲は、同種または類似の事実の有無の調査点検や、将来の予防などをあわせて考慮して決められるべきものです。最終的には、事案ごとに監督行政庁の「客観的」な判断に基づく情状により、必要な加重または減軽を行うものとされています（平14・3・28国総建67）。

④ 勧告に従わない場合

法41条2項、3項は、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事について、その施工に参加している下請負人などが、建設労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合、または他人に損害を加えた場合、許可行政庁は、必要があると認める

§ 28 指示及び営業の停止

ときは不払賃金または他人の受けた損害について、立替払などの措置をとることを勧告することができると定めています。しかし、この勧告は、もともと、特定建設業者の自由な意思によって履行すべきものとされ、法的な強制力に欠けています。

そこで、本項は、勧告に従わぬ場合、特定建設業者に何らかの責任があるときには、行政上の措置として指示処分ができるとしています（法28①）。

5 必要があると認めるとき

「必要があると認めるとき」は、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事につき、その下請負人などが賃金の支払を遅滞した場合、または他人に損害を与えた場合に、その発生原因について特定建設業者に何らかの責任があり、立て替えなどを強制することが行政上妥当であると認められるときと解されます。

また、本条により、指示処分ができるのは、「勧告に従わぬ場合」ですから、勧告を行わずに法41条2項、3項違反について指示することはできないと解されます。

6 適切に施工しなかつた

「適切に施工しなかつた」場合には、建築基準法、その他の建設工事の施工の安全の確保を目的とする法令に違反した場合だけでなく、違反の事実がその程度に達しなくとも、建設業者としての一般的慣行・注意義務などに反して工事を施工した場合も含まれると解されます。法28条1項1号は、一般的な注意義務とは別に、建設工事の適正な施工を確保するために、独自に適切な措置をとるべきことを命ずる制度です。

なお、施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分となります（平14・3・28国総建67）。

7 公衆

公衆とは、建設工事の関係者以外の不特定多数の一般人をいいます。

8 危害

人の生命・身体・財産に対する危害をいいます。危害行為は直接的・間接的なものであるかどうかは関係ありません。騒音、振動、地盤沈下などは間接的な危害と

§ 28 指示及び営業の停止

なります。また、道路交通や電気、ガス、上下水道に著しい支障を与えることにより、社会生活に著しい悪影響を与える場合も含まれます。

⑨ 及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき

「及ぼしたとき」とは、現実に危害を与える事実が発生したことをいいます。「及ぼすおそれが大であるとき」とは、一般的経験則から、事故発生の具体的危険性があると認められるような場合をいいます。このような場合には、事案によって勧告、指示処分、営業停止処分の対象になります（平14・3・28国総建67）。

⑩ 請負契約に関し

「請負契約に関し」とは、建設工事の請負契約に関する一切の過程をいいます。入札、契約の締結、履行などすべてを含みます（平14・3・28国総建67）。

⑪ 不誠実な行為

「不誠実な行為」とは、社会通念上、建設業者が有すべき誠実性を欠く行為をいいます。設計図、仕様書に従って工事を完成させない場合、虚偽申請を行った場合などが該当します（平14・3・28国総建67）。建設業者は許可を受けて建設工事の完成を請け負う者ですから、請負契約に関し不誠実な行為をすることは許されません。したがって、この違反がある場合、その是正を命ずる必要があるのです。

⑫ 政令で定める使用人

令3条は、支配人および支店または営業所の代表者を使用人として規定しています（令3）。

⑬ 業務に関し

「業務に関し」とは、当該建設業者の業務の全般を意味します。請負契約や工事の施工などだけでなく、管理業務、営業業務も含みます。

⑭ 他の法令（入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。）に違反

建設業法以外のすべての法令に違反した場合をいいます。違反の事実が明らかで

あれば、刑が確定しているかどうかは関係ありません（平14・3・28国総建67）。明らかでない場合、その違反の程度などの判断が的確に行えないときは、司法上の送検、起訴、判決などの処分手続の結果を待って判断すべき場合があると解されています（昭47・3・18計建発46）。他の法令に違反することと、それが建設業者として不適当であることが認められたときに、はじめて処分の要件を満たすものとされています（平14・3・28国総建67）。

他法令違反の例としては、建築基準法違反、廃棄物処理法違反、労働基準法違反、特定商取引に関する法律違反、法人税法・消費税法等の税法違反、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（31条7項の規定を除きます。）、健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反などがありますが、監督処分に当たっては、これらの法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととされています（平14・3・28国総建67 三・2(4)）。

15 建設業者として不適当であると認められるとき

建設業者として不適当であるかどうかの判断は、違反事実の内容・程度・違反により生じた結果・建設業の営業との関連・建設工事の施工の適正に関する社会の要請などを、総合的に判断して決定されます（平14・3・28国総建67）。

16 第22条の規定に違反したとき

本条1項4号は、一括下請負を禁止する規定（法22）に違反した場合には、その是正を求めることがあります（法28①四）。

法22条は、注文者保護の見地から、一括下請負を禁止した条文です（法22）。一括して下請負させた元請負だけでなく、一括して請け負った下請負人も本条1項4号の対象となります。

しかし、入札契約適正化法に規定する公共工事以外の建設工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得ている場合には、法22条の違反にならず、本条1項4号にも該当しません（「§ 22 一括下請負の禁止」を参照してください。）。

17 工事の施工の管理について著しく不適当

本条1項5号は、法26条1項または2項に規定する、主任技術者、監理技術者が

§ 28 指示及び営業の停止

工事の施工の管理について著しく不適当なものである場合、これを是正しようとする規定です（法28①五）。法26条1項、2項は、建設業者がその請け負った建設工事を施工する場合、または特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事をする場合で、請負代金が一定額以上のときは、それぞれ一定の資格を有する主任技術者または監理技術者において施工しなければならないことを規定しています（法26①②）。

その主任技術者、監理技術者が、工事の施工における技術面の管理について、能力の欠如、判断の不適切があり、請負契約に基づく所定の工事ができない場合、または公衆に危害を及ぼし、もしくは危害を及ぼすおそれがあるときであって、同時に、その変更が公益上必要であると認められるときに指示がなされます（平14・3・28国総建67）。なお、本条1項5号の処分は、主任技術者、または監理技術者を直接の対象とするものではなく、その属する建設業者が対象です。

18 公益上必要であると認められるとき

適切な工事の施工が、公衆の危害の防止など広く公益的な利益をもたらす場合をいいます（法28①五）。しかし、この基準はあまり明確ではないので、「公益上必要」の範囲は、恣意的にならないように解すべきであると考えられます。

19 下請契約を締結したとき

本条1項6号は、建設業の許可規定に違反して建設業を営む者と下請契約をした建設業者に対して、その是正ができる方法を用意し、無許可営業の禁止の効果をより確実にしようとするものです（法28①六）。

法3条1項の規定の違反には、全く許可を受けずに建設業を営んでいるときと、当該下請契約の建設工事の種類に係る建設業について許可を受けていないときの二つの場合がありますが、許可を受けないで建設業を営む者から建設業者が下請負をする場合であっても、本条1項6号の要件に該当します。

もっとも、令1条の2に定める軽微な建設工事の下請契約の場合、法4条の附帯工事であって、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯して請け負った場合には、本条1項6号には該当しません（令1の2）。

20 建設業者

本条1項7号は、建設業者が特定建設業者以外の建設業を営む者と政令で定めた

§ 28 指示及び営業の停止

金額以上となる下請契約をしたときには、その是正を求めるように指示することができるとしています(法28①七)。本条1項7号では、文理上、下請負人である建設業者を意味します。

㉑ 下請代金の額が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上

金額は、令2条が規定しています(令2)。

指示の対象となるのは、本請負人が発注者から請け負った1件の建設工事につき、1件の下請契約で下請代金が3,000万円以上(建築工事業では、4,500万円以上)となるもの、およびその下請契約を締結することにより当該下請負人の下請代金の総額が当該建設工事に関し3,000万円以上(建築工事業では4,500万円以上)となるものと解されます(平14・3・28国総建67)。

したがって、特定建設業者以外の建設業を営む者との下請契約であっても、孫請負以下の場合には、本条1項7号の適用はなく、また、発注者から直接請け負った工事に係る下請負契約であっても、他の下請負人の下請代金と合わせて前期の金額以上となる場合にも本条1項7号の適用はありません(ただし、法16条違反の問題は残ります。)。

㉒ 情を知つて

もともと法律的な用語方法ではありませんが、その事実を知つていながら、なおかつ、という意味になります(法28①八)。営業の停止を命ぜられ、または営業を禁止されているものは、その期間中は、停止、禁止されている営業の範囲の建設業は行なうことはできません。本条1項8号は、その実効性を確保するために、その事実を知りながら、それらの者と、その停止され、または禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結した建設業者に、その不適正な契約の是正を求めるものです。

㉓ 停止され、又は禁止されている営業

本条1項8号は、営業の停止、禁止を受けたような業者の排除を目的としていますから、軽微な建設工事の場合であっても、規制の対象となると解されます。

㉔ 下請契約を締結したとき

下請契約を締結した時は、元請負人であると、下請負人であるとを問いません。

㉕ 履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき

履行確保法の趣旨は、住宅購入者等の利益保護を図るためです。

すなわち、新築住宅の売主等は、住宅の主要構造部分の瑕疵について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされています（住宅の品質確保の促進等に関する法律94①）、構造計算書偽装問題を契機に、売主等が瑕疵担保責任を十分に果たすことができない場合、住宅購入者等が極めて不安定な状態におかれることが明らかになりました。

そこで、履行確保法が制定され住宅購入者等の利益保護を図ることとなりました。

同法3条では、新築住宅の請負人または売主のうち、建設業法に基づく建設業の許可を受けた建設業者は、保険への加入または保証金の供託（資力確保措置）義務を定めました。

その実効性を確保するために同法5条では住宅を新築する建設工事の請負契約の新たな締結の制限を定め、7条では、住宅建設瑕疵担保保証金の不足額を供託しなければならないこととされました。そして、本条では、建設業者がこれらの規定に反した場合に、国土交通省または都道府県知事は、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができるとしたしました。

なお、発注者との関係では、元請の事業者が請負契約全体に関して瑕疵担保責任を負っていますので、下請の事業者が資力確保措置を行う必要はありません。

また、建築工事業や大工工事業以外の業種の許可を受けた建設業者であっても、新築住宅の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分）を施工する場合には、資力確保措置を行う必要があります。

㉖ 第1項各号の一に該当するとき

その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分では足りず、かつ、許可の取消処分に至るまでではない場合に本条3項の問題となります。

§ 28 指示及び営業の停止

27 指示に従わない

指示された内容を実行しない場合だけではなく、指示された内容が徹底されないことにより指示処分後、短期間の内に再び同種事案の発生があった場合も含まれると解されています。

28 1年以内

営業を停止することができる期間は1年以内であり、監督行政庁の判断により決定されます(法28③)。その判断にあたっては、事業の内容、過失の程度、事後の措置状況などを総合的に考慮して、慎重に決定されます。なお、この期間は一度決定されると、短縮・延長は許されません。

29 その営業

法28条3項の営業には、許可の適用除外(令1の2)になる軽微な建設工事のみを営業とする場合も含まれます。停止される営業の範囲から積極的に除外されない限り、営業停止の処分があれば軽微な建設工事も請け負って営業することはできません。

30 全部又は一部の停止

営業の停止の処分は、その営業の全部でも一部でもよいと解されます。どの範囲の処分とするのかについては、監督行政庁の客観的、総合的な判断にまかされています。

営業の停止とは、請負契約の締結、入札、見積等これに附隨する行為の停止です。停止処分が行われる前に締結した請負契約に関する処理は法29条の3に定めがあります(なお、「§ 29の4 営業の禁止」を参照してください。)。

31 通知しなければならない

法28条4項、5項によって処分を行った都道府県知事は、処分を受けた建設業者に許可を与えた国土交通大臣、または都道府県知事に、その旨を通知することを定めています(法28⑥)。

32 特に必要があると認めるとき

とくに必要があると認めるときとは、建設業者による危害の発生の原因が注文者の指図、指示等に起因するものであり、その防止について注文者は正措置が必要であるときをいいます。

33 注文者

文理上、発注者のほか、下請契約の元請負人も含みます。

34 適当な措置

違反事実を排除し、または防止するための措置をいいます。

35 勧告

国土交通大臣、または都道府県知事は、本条1項1号、3号に該当する建設業者、2項1号に該当する法3条1項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合、とくに必要があると認めるときは、注文者に対して適当な措置をとるよう勧告することができます（法28⑦）。建設工事の多くは請負契約に基づいてなされるので、注文者の指図、指示などが重要な意味をもっています。したがって、違反事実の発生について、注文者にも責任がある場合には、建設業者だけを監督処分しても十分な効果を期待することができません。本条7項は、このような場合に、注文者に勧告ができるることを定めています。

もっとも、注文者に対しては監督権が及ばないので、本条7項の勧告は、強制力がなく、注文者の理解・協力を期待するものとして行われます。

ケーススタディ

監督処分に関するその他の問題

- Q 監督処分ができる期間について、時効などの制限があるのでしょうか。
- A 監督処分は、刑事罰の時効に相当する概念がなく、監督処分事由に該当した場合は、いつでも処分できると解されています。しかし、処分するのに必要な期間経過後は、処分の実益が無くなる多いために、遅滞なく権限を行使すべきであると考えられます。

（平14・3・28国総建67）

§ 28 指示及び営業の停止

Q 処分の対象となるひとつの事案が二つ以上の処分に該当するときは、個別に処分をするのでしょうか。

A 個別ではなく、同時にこれを合わせて行うことができるとされています。

(平14・3・28国総建67)

Q 処分事由に該当する事実が、建設業者の経営のあり方などにかかわるときは、どのように処分が行われるのでしょうか。

A 建設業の許可は、業種別に行われていますが、この場合は、許可の区分と関係なく、その建設業の経営体そのものを対象として行うことができると解されます。

(平14・3・28国総建67)

※ 討 則

本条3項または5項の規定による営業停止の処分に違反して建設業を営んだ者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます（法47①二）。また、情状により、懲役および罰金が併科されます（法47②）。

法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関し、前記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して1億円以下の罰金刑を、その人に対して300万円以下の罰金刑が科せられます（法53一）。

建設業法手引

九
五
四



参考通知

◆建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

(平14・3・28国総建67)

最終改正 平24・10・24国土建214

一 趣旨

本基準は、建設業者による不正行為等について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二 総則

1 監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

2 監督処分の対象

(1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合には、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

(2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

§ 28 指示及び営業の停止

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

- (1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。
- (2) 贈賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求める内容とする勧告を書面で行うこととする。
- (3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。
- (4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

建設業法手引

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の

九五
六

§28 指示及び営業の停止

期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき
営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき
当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき
原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

§ 28 指示及び営業の停止

6 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

(2) (1)以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b その他の場合においては、60日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以

上の営業停止処分を行うこととする。

- c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。
- d a～cにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～cにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものとしては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

- i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 一括下請負

建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減輕を行うこととする。

③ 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同条第3項に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に

§ 28 指示及び営業の停止

従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

また、主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

④ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

⑤ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

⑥ 無許可業者等との下請契約

建設業者が、情を知って、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

また、建設業者が、情を知って、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3) 事故

① 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

② 工事関係者事故

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うことと

§ 28 指示及び営業の停止

する。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 役員等による信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定を除く。）等

役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

§ 28 指示及び営業の停止

- (3) 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反
 - i 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
 - ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。
- (5) 履行確保法違反
 - a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
 - b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

四 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があつた時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。
- ③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

五 施行期日等

- ① この基準は、平成14年5月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

別表

一 営業停止期間中は行えない行為	
1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）	
2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）	

§ 28 指示及び営業の停止

- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関する入札、見積り、交渉等
 - 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
 - 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
 - 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為
- 二 営業停止期間中でも行える行為
- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
 - 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
 - 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
 - 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
 - 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
 - 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
 - 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

§ 29 許可の取消し

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

- 一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第7条第1号又は第2号、特定建設業者にあつては同条第1号又は第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合
 - 二 第8条第1号又は第7号から第13号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合
 - 二の二 第9条第1項各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。
 - 三 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
 - 四 第12条各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合
 - 五 不正の手段により第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）を受けた場合
 - 六 前条第1項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止の処分に違反した場合
- 2 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第3条の2第1項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。